

要請書 東京高等裁判所第4刑事部御中

ゴビンダさん再審請求事件（事件番号平成17年（お）第2号）

請求審の成果をふまえ、すみやかに再審開始を決定して下さい。

2012年5月31日 無実のゴビンダさんを支える会

これまで私たちは、再審請求審の過程でゴビンダ・プラサド・マイナリさんの無実はますます明らかになってきた、と繰り返し指摘してきました。そして、さる5月23日、貴法廷は、審理を終結し、再審開始の可否を決定することを宣告されました。まずこのことを歓迎いたします。

とはいえ、2005年3月、再審請求を提出してから既に7年余、事件からは15年余経過しています。ゴビンダさんはこの間、ただの一度も自由の空気を吸うことなく、不当な拘禁状態におかれています。ことに、いったん無罪判決を受けながら、検察控訴とその後の再勾留を認めた裁判所の決定により、身柄拘束が継続されたままであることを想起すれば、これがいかに長く理不尽な状態であるかは、あらためて言うまでもありません。

請求審では、ゴビンダさんよりも犯人性が格段に高い未知の人物のDNA等が、被害者の遺体や周辺から複数発見されました。この一事をもってしても、無罪を言い渡すべき新たな証拠というべきであり、ましてや一審無罪に導いた旧証拠と併せて考えれば、無罪以外の結論は考えられない、というのが今や市民にまで行き渡った常識です。このことは、新聞テレビ等の報道でも裏付けられている事実です。

これは、貴裁判所が積極的に証拠開示をすすめて下さった成果にほかなりません。この成果からは、再審開始以外の結論を導くことは不可能です。またそれを可能な限りすみやかに行う必要があることも、言葉を重ねるまでもなく明白です。

司法が公正で適切に機能するには、一定のプロセスを慎重に経過しなければならないことは自明ですが、不正義の状態をできるだけすみやかに終わらせることも、きわめて重要です。再審開始決定までに、これ以上1分1秒たりとも空費することは許されません。

ゴビンダさんの帰りを待ちわびていたお父上は、2007年にお亡くなりになりました。お母様も高齢で、喘息の持病に苦しんでいます。父親とすごした記憶をもたないまま大きくなった2人の娘も、結婚適齢期を迎えつつあります。妻のラダさんも、結婚生活の中で夫のいない期間のほうがはるかに長くなっています。

ゴビンダさんを、すみやかに彼らのもとに帰さなければ、正義は時を失したものとなりかねません。そうならないために、再審開始決定を可能な限りすみやかに出されることを重ねて要請いたします。

無実のゴビンダさんを支える会

<http://www.jca.apc.org/govinda/>

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階現代人文社気付

事務局TEL: 080-6550-4669 e-mail: govinda@jca.apc.org